一般社団法人湘南建設業協会規程

□一般社団法人湘南建設業協会入会資格基準及び入退会に関する規程

（目　的）
第１条　この規程は、一般社団法人湘南建設業協会（以下「本会」という。）の定款第５条及び第６条の規定に基づく本会への入会資格基準及び入退会に関して必要な事項を定めるものとする。

（入会資格基準及び入会後の要件具備）
第２条　本会に会員として入会しようとする法人又は個人事業者（以下「入会申込者」という。）は、入会申込みの時点において、定款第５条及び第６条に規定する資格を有し、かつ、次の要件並びに別紙の入会資格基準を具備していなければならない。また、入会後も次の要件を具備していなければならない。
１　建設業労働災害防止協会神奈川県支部小田原分会の会員であること。
２　建設業退職金共済組合神奈川支部の組合員であること。
３　西湘地域の地域協同組合又は協会等（理事会が指定した団体。）の会員であること。また、会員として２年以上経過していること。ただし、理事会が認めた場合は、この限りでない。
４　一般社団法人神奈川県建設業協会との連携を強化するため、同協会の入会基準を満たしている会員は、速やかに同協会に加入するすること。

（入会手続・提出書類）
第３条　入会申込者は、入会申込書（様式１）及び入会推薦書（様式２）並びに次に記載する書類を添付して会長に提出しなければならない。ただし、推薦書は前条第１項３号に定める地域協同組合又は協会等の代表者及び本会の役員３名以上が署名押印したものとする。
（１）建設業法に基づく許可通知書（写）　１通
（２）経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写）　１通
（３）直前３年の各営業年度における施工金額（写）　１通
（４）入会誓約書（様式３）　１通
（５）建設業労働災害防止協会神奈川県支部小田原分会加入証明書　１通
（６）建設業退職金共済組合契約書（写）　１通
２　入会申込書を受理したときは、理事会において記載内容を確認の上、審査を行う。
３　理事会において入会が承認された場合、会長は申込者に対し入会承認書（様式４）を交付し、次に開催する総会に報告するものとする。

（入会金）
第４条　前条第３項に基づき入会を承認された新規会員は、定款第７条に基づく入会金及び会費を支払うものとする。

（会員名簿及び会員に関する情報の取扱い）

第５条　入会者に関連する事項は、本会の管理する会員名簿に登録する。
２　入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、当該会員（現会員を含む。）は、変更届（様式５）を会長に遅滞なく届け出なければならない。
３　会員名簿に登録された会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲
について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

（退会手続等）
第６条　会員は、退会届（様式６）を提出して、任意に退会できる。なお、本項及び次の２項に基づき会員の資格が喪失した場合は、定款第１１条が適用されるものとする。
２　定款第９条の定めにより除名処分となった場合は、会員としての資格称号を前歴として使用することはできないものとする。
３　定款第１０条の定めにより、会員の資格を喪失した場合は、退会と同じく会員名簿の登録を抹消する。
４　会員が第三者若しくはそれに類する者に相続又は会員権を譲渡することはできないものとし、その場合は自動的に退会と見なす。

（再入会）
第７条　前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書と共に、改めて第２条に定める入会申込書の提出を求めることとする。
２　前項の再入会申込に対しては、第２条に定める基準により、理事会において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。
ただし、退会の際未納の入会金及び会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。又、除名により会員資格を喪失したものは、資格喪失後１０年間は、再入会を認めないこととする。

（改　廃）
第８条　その他、会員資格に反した場合及び疑義が生じた場合は、定款の定めに基づき、理事会の決議をもって行う。

附　　則
１　この規程は、移行認可を受け移行の登記をした日から施行する。

別紙　入会資格基準

１　土木工事を専業とするものであり、かつ過去３箇年の平均工事完成高が６０％以上のものであること。ただし、近隣協会員が認めた場合はこの限りでない。

２　協会員（組合員）として協調できるもので、近隣の協会員（組合員）の３名以上の意見を聴取するとともに、さらに過去２年間の工事受注状況を勘案する。

３　入会申請者は、申請の時点において、原則として、次の各項目のすべての基準を充たしてなければならない。

項　　目	基　　準
１ 年間完工高	５,０００万円以上
２ 資　本　金	３００万円以上
３ 自己資本金	５００万円以上
４ 欠　損　額	自己資本の２０％
５ 流動比率	７０％以上
６ 経営年数	３年以上
７ 社会保障制度	加入していること
８ 有資格技術者数	１.２級土木施工管理技士３人以上、若しくは１.２級建築施工管理技士及び１.２級建築士合わせて３人以上

（注）

１ 対象となる数値等は、原則として加入申請時の直前の決算期における財務諸表等によるものとする。

２ 本基準は、必要の都度理事会において見直しを行う。

３ 本基準は、現在の会員には適用しない。